

四日市市ふれあい牧場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第39号

四日市市ふれあい牧場条例の一部を改正する条例

四日市市ふれあい牧場条例（平成9年四日市市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市ふれあい牧場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2の規定に基づき、四日市市ふれあい牧場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(牧場の管理)</u></p> <p>第3条 <u>牧場の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の業務の範囲)</u></p> <p>第4条 <u>指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次条に規定する使用許可、第10条に規定する使用許可の取消し、第11条に規定する特別の設備の設置</u></p>

許可、第12条に規定する入場の制限その他牧場の使用許可に関する業務

(2) 第6条に規定する利用料金の徴収、第7条に規定する利用料金の減免、第8条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務

(3) 牧場の施設、附属設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、牧場の運営に関して市長が必要と認めた業務

（使用の許可）

第5条 牧場の施設のうち研修室を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、研修室の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 牧場の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他牧場の設置目的又は管理上から支障があるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に際して、牧場の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第6条 研修室の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、利用料金を前納しなければならない。ただし、別に規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に研修室を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第5条第2各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 許可の条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(5) その他牧場の管理上特に必要があるとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けても市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第11条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(入場の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、牧場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) (略)

(入場の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、牧場への入場を拒み、又は退場を命じることができる。

(1) (略)



	<u>正午まで</u>	<u>午後 4 時 3 0</u> <u>分まで</u>	<u>午後 1 0 時ま</u> <u>で</u>	<u>午後 1 0 時ま</u> <u>で</u>
<u>研修室</u>	<u>1, 1 0 0 円</u>	<u>1, 1 0 0 円</u>	<u>1, 6 5 0 円</u>	<u>3, 3 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)